

平成25年6月5日

全学共通教育担当教員の皆様
全学の教職員の皆様
地域社会人ボランティアを活用した教養教育を受講されている社会人の皆様

全学共通教育センター長
荒木 秀夫

全学共通教育「授業参観」について（依頼と案内） ～いつでも参観できるようになっています～

全学共通教育の充実・発展に日頃からご協力頂き、ありがとうございます。

さて、全学共通教育センターでは、「授業参観制度」を平成17年度から導入し、好評を得ております。これはそもそも次のようなことを意図して、全学共通教育の一層の充実に繋げることを目的としたものです。

- 「みなさんが選ぶ優れた授業（共通教育賞）」を含めて様々な授業を参観し、自己の授業に反映させる（改善点や反省点を明確にする）。

（参考）平成17年度からの「みなさんが選ぶ優れた授業（共通教育賞）」一覧を全学共通教育センターHPの「学生諸君のため」の中に掲載しています。

- 教員間で授業改善をはかる話し合いの糸口とする。

平成24年度までは前・後期2週間の実施期間を設けていたのですが、平成25年度からは実施期間の枠を外し、原則いつでも参観できるようにいたしました。皆様方より積極的な参加とご協力をお願いいたします。

なお、かつては授業参観者を全学共通教育担当者としておりましたが、平成21年度からは全学共通教育センターの職員にも対象を拡大し、平成22年度前期からは全学の教職員、さらには地域社会人ボランティアを活用した教養教育を受講されている社会人の方々にも対象を拡げております。上記の授業改善をはかる話し合いについては、今後検討すべき課題ですが、そのためにも全学共通教育担当教員のみならず、幅広い方々にも加わっていただければと考えている次第です。

つきましては、皆様方より一層の積極的な参観と、全学共通教育を担当されている方々には参観受け入れにご協力をお願いいたします。

【実施要領】

1. 対象授業

「授業参観」の対象となる授業は、大学入門講座及び基礎科目群の基礎実験以外の全ての全学共通教育の授業

2. 実施期間(前後期の授業期間中)

原則いつでも参観できますが、学期始めや終わり頃、あるいは途中でも小テストを行う時は避けるなどの配慮をしていただくとともに、必ず下の「3. 授業参観手続き」に従って授業担当者の承諾を得てください。

3. 授業参観手続き

- ①授業の妨げにならないように参観するため、参観を希望する授業の担当者に、あらかじめメール等で了承を得た上で参観して頂くようお願いいたします。
- ②参観する授業の前日までに「氏名と所属（社会人の方は社会人と記入）、参観希望授業題目、授業担当者、日時（○日・○講時）」を教育支援課共通教育係（kykyotuk@tokushima-u.ac.jp）までご連絡ください。
- ③授業参観後は、授業実任教員へのフィードバックと全学共通教育FD活動に生かすため、「授業参観記録」（別紙：ダウンロードできます）を共通教育係へご提出ください。